

平成14年度 中小企業組合検定試験

問題と解答(1) 組合制度 ①

全国中小企業団体中央会

〔総評〕

平成14年度の「組合制度」の受験申込者は366名、当日の受験者は286名、受験率は78.1%であった。このうち合格者は169名で昨年度の178名より9名少なく、合格率は59.1%と昨年度の62.0%をわずかに下回った。

「組合制度」の受験者と合格者に占める新規受験者と科目免除者の構成比率は、新規受験者が受験者全体の85.0%、合格者全体の84.6%を占め（昨年度はそれぞれ90.9%、92.1%）、新規受験者・科目免除者の合格率にはほとんど差がないという結果になっている。

得点結果は、最高得点が98点、最低得点が10点、平均点は60.9点（昨年度は64.4点）であった。

以下、問題別の得点状況等を紹介する。

第1問は記述問題で、2問のうち1問を選択し、400字以内で記述するものである。受験者286名のうち、白紙回答の10名を除いた276名の81.5%、225名が設問1の「中小企業等協同組合法に定められている組合の基準及び原則について」

を、18.5%の51名が設問2の「組合から会社への組織変更が認められた背景について」を選択している。設問1は過去に何度か出題されている問題であるのに対し、設問2は平成11年の団体法の改正により平成12年に導入された比較的新しい制度に関する出題であったためか選択率は低くなっているが、平均得点率（配点に対する平均点の比率）は、設問1の方が設問2に比べて低く、本問で合格水準に達した者は全体の60.8%であった。

第2問は、平成11年12月に改正施行された中小企業基本法の中から、中小企業の経営革新及び創業促進に係る基本的施策を定めた条文（第12条～第14条）の空欄に語群の語句を埋めて完成させる問題であるが、中小企業施策の根幹をなす重要な法律であるだけに受験生の積極的な取組が伺われ、合格水準に達した者は74.5%と比較的高い結果となった。

第3問は、中小企業等協同組合制度及び商工組合制度の中で、組合関係者が理解しておくべき基本的事項や重要事項について、その内容を問うもので、合格水

準に達した者は41.3%、118名と、本年度の「組合制度」の試験問題4問中では最も低い結果となった。問題は5問の中から3問を選択し、4行以内で説明記述するものであるが、受験者が選択したのは設問3が261名と最も多く、以下設問2(208名)、設問1(197名)、設問4(132名)、設問5(32名)の順で、選択に大きな偏りがみられた。これらの設問はいずれも過去に出題されたことのある問題であるが、平均得点率は50.7%と低かった。

第4問は、中小企業等協同組合法(以下「中協法」という。)及び中小企業団体の組織に関する法律(以下「団体法」という。)を中心にその理解度を問うものである。総会、理事会等の業務遂行上の基本的事項であったためか理解度が高く、合格水準に達した者は84.3%(昨年度は87.8%)と、本年度の「組合制度」の試験問題4問中では最も高い結果となった。以下、各文章に関する中協法、中団法等の条項(検定試験日現在)を掲げておく。

1. 中協法第11条第5項(議決権及び選挙権)、中団法第5条の10第2項・第36条第2項(準用)
2. 中協法第51条第2項(総会の議決事項)、中団法第5条の23第3項・第47条第2項(準用)
3. 中協法第54条(商法の準用 商法第244条第1項及び第2項)、中団法第5条の23第3項・第47条第2項(準用)
4. 中協法第36条の3第1項(理事会)、中団法第5条の23第3項・第47条第2項(準用)
5. 中協法第42条(商法等の準用 商法第260条の2第2項)、中団法第5条の23第3項・第47条第2項(準用)
6. 中協法第35条の2(役員の変更の届出)、中団法第5条の23第3項・第47条第2項(準用)
7. 中協法第9条の11第1項(企業組合)
8. 中協法第35条第9項(役員)、中団法第47条第2項(準用)
9. 中協法第105条の2(決算関係書類の提出)、中団法第5条の23第6項・第71条(準用)
10. 中協法第49条(総会招集の手続)、中団法第5条の23第3項・第47条第2項(準用) 定款([定款参考例例示] 事業協同組合 第36条第4項、企業組合 第32条第4項、協業組合 第31条第4項、(出資)商工組合 第40条第4項、(非出資)商工組合 第30条第4項)

第1問

次の設問のうちから1問を選び、解答用紙の解答欄に400字以内で記述しなさい（400字を超えた場合は減点します。なお、選んだ設問の番号を必ず解答用紙の所定の欄に記入して下さい。）

〔設問1〕 中小企業等協同組合法に定められている組合の基準及び原則について述べなさい。

〔設問2〕 組合から会社への組織変更が認められた背景について述べなさい。

〔解答例〕

第1問

〔設問1〕

戦後の中小企業の組織化は、経済民主化の徹底と独占禁止法の適用除外の要件とを備える中小企業等協同組合法を主軸として展開された。同法第5条に、次の4つの基準と2つの原則が掲げられた。基準とは組合が認可され、適用が除外された要件であり、①組合は相互扶助を目的、②組合員の加入・脱退は任意、③議決権及び選挙権は出資口数にかかわらず平等、④剰余金の配当は利用分量により、出資額によるときは限度を定める。原則は、組合運営の指針であり、1)組合の本業は組合員に対する直接奉仕を目的とし、特定組合員の利益を目的としない。2)組合の特定政党のための利用禁止である。協同組合の基準・原則は、1844年イギリスのロッチデールの原則以来、世

界の協同組合運動の理想的な指導理念として今日まで受け継がれてきた。同時に現実の経済展開の実態に即して、合理的かつ弾力的な運用がなされてきた。

〔設問2〕

大企業に比べて経営資源に乏しい中小企業は組合の下に結集し、経営資源を相互に補完しあいながら幾多の経済環境の変化に対応してきた。ところが、近年の変化の早い経済環境下では中小企業は従来以上に柔軟かつ機動的な対応が求められ、異業種連携組合に代表されるように研究開発などを通じて新しいビジネス・チャンスを狙う組合の動きが活発化してきている。しかし、成果の事業化に際して組合が製造・販売していくことは自営事業となる場合があるなど法律に抵触することもあり、組合員による共同出資会社で対応する場合は組合を解散して新た

に会社を設立する煩雑な手続きを余儀なくされていた。そこで、組合や企業の成長に応じた新たな事業活動の展開に柔軟に対応していくためには、事業の発展段階に応じて組合、共同出資会社等多様な連携組織形態を選択できるようにする必

要があり、平成12年3月に、組合から会社への組織変更ができる制度の導入に至った。

(以下、次号)

インフォメーション

～「知」で拓く東京イノベーション～

東京都中小企業知的財産シンポジウムの開催について

- 東京都 -

東京都では、中小企業経営者の方を対象に、今後の経営戦略を考えるとき重要な柱となる「知的財産戦略」についてシンポジウムを下記のとおり開催します。経営者の皆様、是非ご参加くださいますようお願いいたします。

開催日時 7月24日(木) 13時30分より

場 所 品川区立総合区民会館「きゅりあん」(最寄駅 JR / 東急線 大井町)

定 員 千人

参加費 無料

内 容 中小企業が“今、なぜ知的財産で戦うことが重要か”を考える。

基調講演 / エコノミスト 森永卓郎

パネルディスカッション

コーディネータ 馬場錬成 日本知財学会副会長

パネラー 根本郁芳 根本特殊化学1 代表取締役社長

下坂スミ子 日本弁理士会会長

上野裕子 UFJ 総合研究所主任研究員

橋本正敬 東京都知的財産総合センター所長

主 催 東京都・財団法人東京都中小企業振興公社

申込期限 7月18日(金)までに(FAX)03-3503-7620へお申し込み下さい。なお、

・方法 詳細はホームページ<http://www.chizai.biz>をご覧ください。

問い合わせ先：東京都中小企業知的財産シンポジウム事務局 電話03-3503-7319

東京都産業労働局創業支援課 電話03-5320-4749